

第六二〇〇三〇九三 号

認定証

大阪府守口市寺方本通二丁目一〇番二三号

株式会社一門警備保障

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいずれにも
該当せず、警備業の要件を備えて
いることを認定する。

有効期間 令和三年三月一七日から
令和八年三月一六日まで

大阪府公安委員会

